

城西国際大学安房キャンパス閉鎖に係る基本協定書

鴨川市（以下「甲」という。）と学校法人城西大学（以下「乙」という。）は、城西国際大学安房キャンパス（以下「安房キャンパス」という。）の閉鎖に伴う諸問題を解決するため、次のとおり協定を締結する。

（協議）

第1条 甲及び乙は、安房キャンパスの閉鎖に伴う諸問題の解決を図るため、鴨川市太海多目的公益用地に関する基本合意書（平成12年2月8日締結）、鴨川市太海多目的公益用地に関する基本協定書（平成17年2月2日締結）及び鴨川市太海多目的公益用地に関する基本協定書の一部を変更する協定書（平成17年10月17日締結）に基づき、無償譲与した土地（平成14年5月15日付土地譲与契約書、平成17年4月11日付土地譲与契約書、平成18年3月30日付土地譲与契約書、平成21年3月6日付土地譲渡契約書及び平成28年3月31日付土地譲渡契約書に基づき甲から乙に譲与された土地をいう。以下同じ。）については、乙が甲に無償にて返還することを前提とし、誠意を持って諸問題解決のための協議を行う。

2 協議事項については、次のとおりとする。

- (1) 無償譲与した土地の具体的な返還に際しての取扱いに関する事項
- (2) 大学施設（前号に規定する土地に乙が設置した建物及び施設をいう。以下同じ。）の取扱いに関する事項
- (3) その他甲及び乙が必要と認める事項

（無償譲与した土地及び大学施設の取扱いに関する制限）

第2条 乙は、無償譲与した土地の返還が完了し、かつ前条の協議が整うまでの間、甲の承諾を得ないで無償譲与した土地及び大学施設を第三者に使用させ、又は譲渡してはならない。

2 乙は、無償譲与した土地の返還が完了し、かつ前条の協議が整うまでの間、甲の承諾を得ないで無償譲与した土地及び大学施設について新たに担保権を設定してはならない。

- 3 乙は、無償譲与した土地の返還が完了し、かつ前条の協議が整うまでの間、甲の承諾を得ないで無償譲与した土地及び大学施設について現状を変更させる行為その他これに類する行為を行ってはならない。

(補則)

第3条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記合意の証としてこの基本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年1月12日

甲 千葉県鴨川市横渚 1450 番地
鴨川市
市長 亀田 郁夫

乙 東京都千代田区紀尾井町 3-26
学校法人城西大学
理事長 上原 明